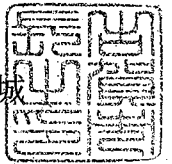




7古市国第3852号
令和7年12月18日

古賀市国民健康保険運営協議会
会長 横田 昌宏 様

古賀市長 田辺 一城



諮 問 書

子ども・子育て支援金制度の創設によって、令和8年度から各医療保険において被保険者から当該支援金の徴収が開始される中で、本市の国民健康保険においては新たに「子ども・子育て支援納付金分」の課税が必要となります。

つきましては、令和8年度以降の古賀市国民健康保険の運営に関する下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。

記

1. 古賀市国民健康保険税率等に関する事